

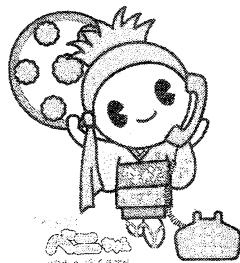
# 山形市消費生活センター情報

2021年9月号



消費者庁のイラストを加工

## 突然の電話勧誘、 その海産物は本当に必要ですか？



ここが重要ベニ！！

●電話勧誘を受けた際には、相手の事業者名や連絡先など、必ず確認しましょう。

●勧誘されても必要がなければきっぱりと断ることが大切です。話を長引かせずに早く断り、こちらから電話を切りましょう。

●断り切れず購入してしまっても、電話で勧誘を受けて契約した場合、契約書面を受け取ってから8日間は、クーリング・オフ（無条件解約）が出来ます。

●事業者に電話がつながらず商品が届いてしまったときは、直ぐに消費生活センターにご相談ください。

山形市消費生活センター 相談専用電話

山形市城南町1-1-1 霞城セントラル3階

023-647-2211

いやや

火～日曜日(月・祝休館)午前9時～午後5時 又は 消費者ホットライン

188